令和6年4月1日利用分から

施設の使用料を改定します

市では、定期的な使用料の見直しの一環として、公共施設の使用料の改定を行います。

◆ なぜ見直すの?

これまで施設の使用料は、施設の種類や建設時期などにより算定方法がまちまちでした。使用料は、利用する皆さんにサービスの対価として公平に負担していただく必要があるため、統一的な算定方法を定めて公平性を保つとともに、サービスの性質に見合った額に定期的に見直しを行っていくものです。

◆ どのように算定するの?

使用料は、概ね次の方法により算出します。

原価

施設の維持管理に かかるコストを もとに算出した額 X

受益者負担率

施設の用途や 公共性により定める 利用者の負担割合

また、使用料の急激な変化を抑えるため、現在の額の 2 0 % 以内の増減となるよう調整します。

◆ いつから変わるの?

新しい使用料は、令和6年4月1日以降に利用する分から適用します。

問合せ先 犬山市民文化会館 2367-2411